

議案第56号 牧之原市多目的体育館条例の制定について

1. 14番 大石 和央 議員

- 1 設置目的は、市民のスポーツを推進、平時の交流拠点、災害時における市民の安心と安全を確保する施設であるが、第4条の指定管理者の業務に、災害時における避難所としての施設に関する業務が除外されている。その理由をお聞きする。また、この業務についてはどこがどのように行うのか。
- 2 第4条第6号において、その他市長が必要と認める業務、とあるが、教育委員会ではなく市長とした理由は何か。
- 3 避難所としての設備・備品等の維持管理は、どのように行われるのか。